

## 現代フランスの協同組合法 Note

Loi No 47-1775 du 10 Septembre 1947 portant statut de la coopération

(2001年7月17日の法律第2001-624号による改正を経た法律)



島村 博 (協同労働法制化市民会議)

## はじめに

## I. 92年改正の特徴

～ 袋小路に達した近代協同組合制度～

## II. 01年改正の主軸

～ 協同組合人の古典的信念の再建～

## 1. 改正法の骨子

## 2. 改正法の構造～ NPO法人の協同組合化～

## III. 協同事業の地位に関する1947年9月10日の法律第47-1775号(1) &lt;フランス協同組合法&gt;

## 1. 翻訳

## 2. 訳語解説

## IV. 資料 立法化に至る経緯

## はじめに

～ 足腰の弱った両親(社会的経済)から認知された放蕩息子(連帯経済)～

1992年の大改正に次いで、本年の衝撃的な改正を導いた基本的構想は、社会的経済と連帯経済とが共有する原理、すなわち、「1人1票」という経営原則、積立金の不分割という原則、制限的収益性を基礎として両者の総合を図る、というものである。それは、「社会的有

用性を備える混合的資金調達による第3セクタ」という規定で表象され、それにふさわしい制度要求として基本法の制定がやがて日程に昇ってくる。「1999年5月の麗しの日のREAS(オルタナティブで連帯的な経済のネットワーク)のマルセーユ大会。……社会的経済は連帯経済を己の放蕩息子として認知し、連帯経済は社会的経済を足腰のいささか弱った両親であると認知した」(1)その折にである。

当時、既に、「社会的経済」の3大ファミリーに属する協同組合、アソシアスィオン、共済組合のいずれもが、「福祉国家の漸次の後退」または「福祉国家の危機」に対して回答を提出する能力を失っているとの認識が広がりはじめていた。否むしろ、今次の改革を一貫してリードしたA・リピエッツ(EU議会、「緑」党首)が例えば共済が失業の克服に如何なる役割を果たしつつあるかを論じた件では、第3セクタに期待されている役割とは逆の効果を果たしていることが示される。

曰く、「確かに、保険共済は、不本意ながらも、社会保障機構の管理者たちが決定する『不償還』を相殺するために償還保全を保証している。しかし、この斬進的な再拡充は旧態の装置の危機に直面してフランスでは何の革新をももたらさず、フォード主義の古典的な給与関係に『統合された』ままの賃金労働者だけを利するものであった。それは、社会的排除に解答を与えることに基だ失敗をしている。社会

保障機構の下で諸権利の拡大と引換えに、否むしろ(a fortiori) 共済に掛け金を支払うことと引換えに、失業者または、十分に長期にわたり賃金労働者の形態で働くことが困難なパートタイマーの増殖をもたらしただけである」(2)と。

この意味では、失業と闘う就労機会創出の社会的機構として機能することが期待されながらも、既得権益の防衛機構として十分な社会的威力を発揮していた、と酷な評価も与えられる。

しかも、悲劇的なことにも、かかる社会的威力は、80年代以降、とくに90年代に大きな社会問題として認知されるようになって行く「排除」に対し協同結束し「セクタ」としての対案を提出するシナジー効果を発揮する方向においてではなく、「(基本法の制定要求の意思の存否を確認するためにリピエッツが要請し)会見に応じたリーダーたちは、まがりなりにも『我々』という言葉を使った(しかも、『政治的に、我々が期待していることは云々』とすら)。それは、彼らが執着する構造タイプをプロパガンダしようとする絶対的信念(La mystique 狂信とも訳すも可。訳者補記)によって結束させられた戦闘的にして制度的な運動である。かかる絶対的な信念は、祭儀(会議、研修ステージ)と教典(une charte)とにより補強される。敵視、競争の傾向、あまつさえ(他人の面前での!)『偏執狂的な』態度は一体どこからやってくるのか」(3)と嘆かしめる程に社会連帯とは縁遠いものであった。

かくして、「『体制内化されていた』社会的経済がある種の化石化された状態に停留し続けるその傍らで、「その回答がエコロジー、地域開発、手短に言えば『社会的有用性』や組織内部の形態としての自主管理といったプランにあり、国家や民間セクターの雇用の後退に直面して、生きること、働くことを、したがって自身の名誉を『別の』仕方で実現することをめざす」「前衛に位置する新しいミリタント(労組出身者またはポスト68年世代)」(4)

の運動が胎動してくる。

法制化に行き着くについてSCOP(生産労働者協同組合)が果たした役割は大きい。すなわち、SCOPが第31回全国総会(1997年)で、イタリアの社会的協同組合をフランスで普及する決議をしまた、不安定就労化に反対し反失業闘争を闘う労働運動との連帯を宣言する「行動憲章」7ヶ条を採択 労働運動と協同組合運動との合流を記した、協同組合運動史上の画期を為している し、翌年には「連帯・統一・民主主義」系列の労働運動の潮流に属する、戦闘的な市民運動体 ATTAC(「市民援助のために金融取引に課税を求めるアソシエーション」)への加入を決めて市民運動にも合流し、2000年1月にリオン総会(第32回総会)で提出された多数派動議に基づいて1)組合員の10倍加、2)社会的合目的性を有する「社会連帯協同組合」の創設という決定を採択している(5)。

本報告は、不本意なことにも、かかる運動を主題的に扱うものではなく、こういった時代背景の中で提起され、法制化された「社会的有用性を備える混合的資金調達による第3セクター」の仕組みを法的次元に局限して検討するものである。ただし、この主題が現実化するプロセスについては、末尾で「立法に至る経緯」として掲げることにする。とはいえ、そのプロセス始動の一つの前提的な装置たる92年改正フランス協同組合法について簡単な検討をしておくことにする。縷々論じるまでもなく、同改正法は近代協同組合制度の「白鳥の歌」とも言うべき不吉な伏旋律を実は奏でるものであるからだ。

(1)Alain Lipietz,Rapport relatif à la lettre de mission du 17 Septembre 1998 adressée par Madame Aubry,Ministre de l'Emploi et de la Solidarité,Tome 1,p.30,2000,Paris.ここでは、「社会的経済」の評価を正面から扱うことを意図しない。フランスの「雇用・連帯省」が公式に発表させたA・リピエッツの報告で、左様な把握がされていたことを示すにすぎない。

(2)ibid,p.27.

(3)ibid.

(4)ibid,pp.27-28.

(5)Jean-Loup Motchane,*Albis ou solution de rechange au liberalism*,Le Monde diplomatique,juillet 2000,et,*Les SCOP avec le mouvement social*,ibid.モツァン教授はSCOP第32全国会議をリール市と記しているが、リオン市の誤記。

## 1.92年改正の特徴

### ～袋小路に達した近代協同組合制度～

#### 1-1. 協同組合の定義

##### ～古典的原則からの逸脱～

『**第1条** 協同組合とは、その基本的諸目的が3.(1992年7月13日の法律第92-643号第1条)『かつ、より一般的に、その組合員の諸要求の満足、組合員の社会的及び経済的活動の促進並びに組合員養成に貢献する』法人を言う。

ここでは「組合員の**社会的**及び**経済的活動の促進**(promotion)」を称して「社会的促進使命」規定と呼ぶことにする。一見すると何の変哲もない極めて常識的な命題と思われよう。しかし、協同組合の法律構成の因って来る利益主体とはどのようなものかを考えると、実は、驚天すべき内容であることが判明する。

つまり協同組合は、フランス語には自助という言葉は無い(6)なのであるが、ドイツ語で表現すれば、Selbsthilfe(自助)組織として、より一般的にはdie Förderung ihrer Mitglieder als Zweck(組合員の促進を目的とす)またはder Mitgliederförderung(組合員促進目的)ということで、事業目的における「特定」多数促進を規範的原基としている。つまり、非組合員も含めた「不特定」多数の利益の増進をはかる機構としてはそもそも想定されていない。

しかるに、如上の規定は、「特定」多数の者に仕えるべき協同組合の役割を「社会」すなわち非組合員を含めた「不特定」多数の利益増進に組合員が貢献する活動を促進する、とした点で、法的常識を超えてしまったのである。伝

統的に「自助」を実現する機構として解され、立法も左様な性格に止目して営利事業と区別のない経営活動を行っても税務上での特恵の享受を承認してきたのである。その享受は、また、「員外利用の禁止」規定とも相即するものであった。協同組合と組合員との取引を大規模な、または拡大した「家計単位」内部における「取引」であるが故に、営利企業の事業と区別して来た所以である。

因に、かかる「自助」は、その内部的機構に於ては拡大せられた「家計単位」であるが故に団体自治の宿るものとして、その対外的表出としては対権力における自治として理解されるにしても、この水準では営利企業とて別段異なるわけではない。自治的組織であるから「自助」というのではなく、如上の意味での「家計単位」に他ならないが故に、その「家計単位」=家族の在り様として「自治」的であることが当然視されているに過ぎないのである。協同組合=自治組織、よって「自助」組織だという理解、主張は成立しない。自治的組織であるから「自助」というのでは、株式会社とて主張可能である。

筆者は、しかし、かかる「逸脱」を否定的に把握する立場は採らない。何故ならば、上に述べた様な「拡大した家計」を原基とする古典的な協同組合了解は19世紀的コンセプトとして感得されるべく、我々は先人が夢想だにしなかったグローバリゼーションの進行、地域社会・人間的絆の崩壊のプロセスのさ中に生きているからである。筆者が「袋小路に達した」と92年改正法を把握するのは、既存の協同組合法を前提とした場合に、もはや協同組合運動、協同組合論の発展が展望できないという意味を有する。

(6)See,ILO 127 Recommendation, Proposed Recommendation,reproduced in the Record of Proceeding of the 89th Session of the ILO,Paragraph 3,そこで掲げられているentraideは「共助」を意味する。

## 1-2. 一般法と特別法

### ～特別法は一般法を破る、という古典的原則の復位～

「第2条(1992年7月13日の法律第92-643号第2条) 協同組合は、協同組合の各々の範疇に特有な法律を除外して、この法律により統治される。」

「社会的促進使命」にまつわっては古典的原則からの逸脱が記されたが、ここでは古典に戻る。

特別法が「協同組合一般」法(本法第30条)に優位する旨を、始めて確定したということである。つまり、1992年以前には、大陸法としてのフランス法でも認められている「特別法は一般法を破る」または、「特殊の事は一般のことを廃す」(generalibus specialia derogant)という原則とは相違して、「協同事業に関する地位」を定めた47年法に限っては、これまでは、「一般の事は特殊の事を廃す」(さしずめ specialibus generalia derogant となる。)という慣いが転倒して規制していた。

それ故に、かかる一般原則への復位を規定したこの改正は、その意味では画期的であった。すなわち、協同組合基本法の地位を恰も保有するが如き「一般」法ではなく、一般法 特別法の関係に47年法が据え直されたからである。したがって、随所に「特別法の抵触規定がない限り」なる文言が出てくる。

しかし、これは法律家に特有の主題ではあるにしても、協同組合人にとって現下の課題意識とは無縁な事柄に属すると思われるので、これ以上は語ることを差し控える。それは、いち早く92年改正法を紹介した大谷正夫氏(「フランス協同組合法の研究」、『生活協同組合研究』第272号、1998年9月)すら注目することのなかった事柄であるので、なおさらのことである。

## 2-1. 非協同組合人の組合員化 (資本充実策その1)

### 第3-11条 後援組合人による出資

「協同組合のサービスに頼る適格性を有せず、又は、その事業を利用しない」者は、事業的には non-cooperateurs (非協同組合人) であるが、経営目的を資本によって支持する企図で出資をするときは組合員として迎え入れられる。本条は以下の如く解される。ここでは、かかる組合員を「後援組合員」と表示することにする。

1) 当該資本には、「保有する資本金に比例する」議決権が保証される。しかし、後援組合員が自然人または非協同組合法人にのみ限られるときは、議決権は、100分の35を超えることができない。また、組合に占めるかかる後援組合員の表決権総数は、彼らと並んで他の協同組合が後援組合員に含まれる場合は、100分49を超えることはできない。

2) 他の協同組合が唯一の後援組合員であるときは、表決持分は100分の49という数値もありうる。

3) 協同組合資本中における後援組合員の保有する資本金が35%または49%を超えるときは、「投票数を適正な比率に切り下げる」という対処をしなければならない。

つまり、上記の限度内で原則的には累積議決権の制度を協同組合に導入している、と判定できる。しかし、かかる後援組合員の構造、性格に起因する差別に果たして合理性が認められるか否かは判断し難い。

ただし、如上の諸規定は、第1条第3項とも相即する「社会」性の一つの、資本的水準における表れとしても把握可能であるがことを申し添えておく。

## 2-2. 組合債という追加的な、資本充実の仕組み (資本充実策 その2)

### 第11条 組合債の発行とその処理

本条において、「定款で...特別の利益を授ける組合債」の発行が規定されている

「特別の利益」という訳語は avantages particuliers に充てている。

「特別の利益」が何であるかは定款自治に委

ねられるが、追加的議決権をこの債券に結びつけることはできない。一例として、特別報酬といったものがある。

この組合債は記名式であって、組合員に限って取得することができ、組合員の間においてのみ自由譲渡できるようにすぎない。この「組合員」に後援組合員も含まれる。

### 2-3-1. 「優先株式」にも比すべき債券の発行(資本充実策 その3)

#### 第11-11条 優先利子付きの債券の発行

本条において、出資のみの組合員又は非組合員たる第三者が引き受けることのできる「表決権の付されない優先利子付きの債券」の発行が規定されている。「優先利子付きの債券」という訳語は、parts à intérêt prioritaire に充てている。

表決権が保証されない代償として優先的な利子配当を受ける権利となっている。

当該の債券名義人の安全を講じる上で、利益配当が3期連続して途絶した場合の特別集会規定が置かれている。第19-XXIII条第4項の規定の趣旨からは、かかる債券は、後援組合員を含む組合員も引き受けることができ、と解釈される。

#### 営利企業とは異なる債券発行条件

#### 第12条 債券発行における特別規定

本条は、債券発行における特殊な規定を置くものである。つまり、債券は通常その対価の全額の払込により取得されるのであるが、協同組合が発行主体となるにおいては、対価の分割払いを認める、ということである。

第2項の意味は、現物出資を対価とする組合債の取得は現物全体の引き渡しを要する、ということである。

#### 債券発行規制

#### 第13条 減資の処理方法

減資の制限規定。消極的な意義では、これは「資本充実策」に数え上げられる。

### 2-3-2. 利息制限 債券発行は資本に奉仕することを目的とはしない

#### 第14条 資本に奉仕してはならない

第11-11条に掲げられた債券に付される利率の制限規定である。「精々匹敵する」とは、組合が保証する最大利率が「平均年利率」に均衡してはならない、ということである。市価ベースでの利回りよりも低い利回りでのみ取引ができるということである。

### 2-4. 資本金への準備金の繰入 追加的出資への物質的関心の刺激(資本充実策 その4)

#### 第16条 資本金への準備金の繰入

「処分可能な準備金の半額」を限度として、準備金を資本金に繰り入れすることができる。これは資本金の充実を意味するが、同時に「債券の価値を高め」ることともなり、また、無償で配分される組合債の原資ともなる。

かかる繰入は、は第18条を代替選択肢としている。これら双方は、出資金の平価切り上げを保証する仕組となっている。

すなわち、第16条は、資本金に準備金を繰り入れすることで取引価額と額面金額との差益の取得を保証することで「債券の価値を高める」のに対して、第18条は、在職5年を経て脱退する組合員に対して「当該額面金額の払戻を求める権利」を保証する「他に、その資本金の持分(part de capital sociale)に応じて、かつ、終身年金に適用可能な値上げ率を定める現行の計算表の限度内で、そのために形成される引当金(la réserve constituée à cet effet)の一部に対する権利」を保証するものであるからである。

これらのいずれもが、協同組合への出資の追加的刺激効果を有するものであることは明白である。因に、労働法典第144-11条の規定によれば、生産労働者協同組合の場合においては、税込み所得の10%以上を出資金額として設定し、または強制することはできない。組合員による追加投資を物質的刺激を含めて促

すに至った経緯は、社会学的分析の対象となる。

## 2-5. 解散時における残余財産の不分割～非営利性の本源的な原則～

### 第19条

解散時における残余財産の「不分割性」を規定するものであって、協同組合に非営利性の証を求める場合の要件である。筆者は、この不分割を非営利性の枢軸的要件として、より強く、一般に主張することが必要であると考え。非営利性を否定的に、つまり「**ではないこと**」と了解するのでは十分ではなく、また、積極的な意味を主張し得ないからである。非営利性という術語につきまとう評価性は積極的な定義によってしか提示できないからである。残余財産を組合員内部で分配せず、類似の団体に無償譲渡すること、ここに非営利性を見る、という見方である。

しかし、解散時の残余財産の「不分割性」とは「不分割積立金」のそもそもの設定を意味するわけではなく、この反射効として積立金の不分割性が推定される、ということである。

## 2-6. 協同組合投資証券

### 第2-IV章 協同組合投資証券(資本充実策 その5)

これは旧聞に属する事柄(87年改正条項)であるが、如上の「組合債」問題とも絡むので整理をしておきたい。

協同組合投資証券という訳語は、certificats coopératifs d'investissement に充てている。

それは「資本金の一部に付着する金銭的権利を化体する」ものであって、「表決権を持たない有価証券」で、発行諸要件は厳格に規定されている。当該証券は増資の申し込み手段、原資であるので、増資の届出以前に行われる。本文規定の仕方は、この意味では要領を得ていない。

第19-XIX条の規定をまつまでもなく、引き受け及び譲渡は組合員には限られない。

「金銭的権利」は、「配当」(la remuneration)という形態をとり、組合は「配当の全部又は一部について、現金払い及び協同組合投資証券による払いとの間での選択を提案することができる」とされる。

独自の財産的請求権が付着していることは第19-XXII条で規定されている。第16条第3項及び第19条の例外として「協同組合投資証券の名義人は当該証券が化体する資本の割合で純資産に対する権利を行使する」とは何を意味するのか。

第16条第3項については、「定款で無償債券の分配を実行することを承認する」ことに対して、第19条については「実際に払い込まれた資本金の払戻の後で」に関わる事柄と思われる。

前者では、投資証券の名義人は不利益を蒙りうるのか。配当時点における原資の目減りが想定可能である。後者では、証券名義人の権利保全が不明である。だから、前者では、繰り入れ前の「配当準備金」から配当を受ける権利を有するということであり、後者では、「債務の弁済及び実際に...払戻」に先んじて組合に対して証券の買取請求ができる、と解釈する他はない。

## 2-7. 協同組合員証券

### 第2-V章 協同組合員証券(資本充実策 その6)

これは、組合員のための追加的持分となるが、資本金に準備金を繰り入れることができる旨を定款で規定しているときは、当該証券を発行できない。

その他については第2-IV章に規定する「協同組合投資証券」の諸規定が適用される。

## 3. 投票における秘密

### ～第8条第2文 秘密投票～

役員投票における秘密投票の導入。

## 4. 社会的経済の連合会

### 第2-II章 協同組合としての社会的経済の連合会

これは80年代になされた改正によって導入された内容である。「社会的経済」なる術語が登場した点に意味があるのであるが、ここでその意味を問うことをしない。遙かな旧分に属する事柄である。この点について関心のある向きは、如上の大谷正夫氏による解説を参照されたい。

#### 小括～その1～

瞥見したように、92年改正の主眼は、資本の充実を間接的な方法で行おうとするものである。すなわち、組合員を特別報酬、利子、配当といった金銭的な側面から刺激することで追加投資を誘導するものである。しかも、協同組合投資証券および協同組合員証券は、如上の「協同組合投資証券」に関する最後のくだりでの検討のように、強い財産権保護を受けるものになっている。

と同時に、資本を原理とする営利企業とは異なって人、人格を原理とする協同組合の論理による制約を最大限働かせようとする努力の跡が見られる。しかし、資本金が人格化した資本家、資本家的論理(累積議決権の導入)と人、その可能性が資本化した「協同組合」的論理との最後の角逐の有り様を実感させる緊張感に富んだ法律である。この意味では、近代の協同組合の法的構成は、80年代のあの社会主義国での「国家的全人民的所有」の法的構成に同じく、その最後の言葉を記そうとしているかのように思われる。

92年のフランス協同組合法の改正を、正確には、「甲いの鐘」と言うべきではあるが「袋小路に達した」と評価する所以である。

### II.01 年改正の主軸

#### ～協同組合人の古典的信念の再建～

A・リピエツを指導者として展開された全国的規模での運動は、「社会的有用性を備え

る混合的資金調達による第3セクタ」を基本法として法制化することを要求していた。形式としては協同組合法の改正による「社会連帯協同組合」(略称SCIC(7))の創設に落ち着いた。法的形態としての基本法そのものにおいて当該の構想が具現されたわけではない。しかし、「社会的および連帯な経済」セクタを協同組合制度の象現において求めたという点で、他方で、当該の条項をSCICの基本法としている点では、今世紀の新しい協同組合像を提示するものになっている。

また、かかる総合が、なによりもまず、「并勘定 (approximation comptable)」のイメージによって企業に対置されているアソシアシオン自身の発意による協同組合化のルートを開設したという点で、巨大な社会的意味をも有している。

ここでは、SCICを二重の次元で整理しておきたい。改正を構想した立法者の基本的意思たる内容を「骨子」として、法的仕組に表出した内容を「構造」として摘出するという仕方によってである。

(7)『月刊社会運動』261号(市民セクター政策機構)2001年12月15日、に所収されている「『協同組合の旅』フランス労働者生産協同組合の概況」(佐藤紘毅氏の報告)は有益である。ご参照されたい。

## 1. 改正法の骨子

### 二重の目的

満たされざる collectifs(\*)要求に、企業家的アプローチで、財貨およびサービスを生産することにより対応すること、持続的な雇用を創出すること。SCICは、また、経済的または社会的に困難な状態にある人々の統合支援というロジックの一環を為しうる。

### 企業の地位

SA(株式会社)SARL(有限責任会社)の形態の下で、SCICは、資本金および、積立への繰り入れにより増加する自己資金に依拠す

る。その方法は企業家的で、雇用を創出し、財貨またはサービスを生産し、商品化する。企業性のロジックは組合員に革新的で、高度の競争力を有し、真の需要に対応することを強いる、という所に示される。

### 協同組合の諸価値

他の協同組合と同様に、SCICは、協同組合の地位に関する1947年9月10日法に基づいている。SCICは、蓄積される積立金の不分割性により、そして、活動を終了するにあたって類似の組織に資産を譲渡するということにより、その非営利性を保障している。資本への配当に連帯性と真正の社会性という諸価値が優先する。その管理は民主的で参加に基づくものである。

### 地域設計

SCICは、地域開発計画のダイナミズムの一環を為す。SCICは、雇用を創出し collectifs 要求を呈する活動を作り出すために、多種多様なパートナーが組合に加入することを促し、彼らの特有の諸利益に対応することを保障する。利用者、賃金労働者、ボランティア、名誉組合員、出資組合員その他の第三者組合員は、当該企業の社会的目的の恒久性を保証する者たちでもある。

(\*) collectif とは、その対抗概念を個人に定位させれば「団体の」、諸個人の集合に止目すれば、「連帯的」。共同体成員の利益を体して、そして、そのためにSCICという協同組合の団体成員となった人々の利害に連帯性が見られという筋では「社会的」もありうる。辞書的な訳語は、したがって、真意を写し得ない。筆者は、研究所での同僚との論議を踏まえて、*inérêt collectif* に「集団的利益」の直訳語を充てたのではその機能を表しえないので「社会連帯的」というものが適當する訳語であるという認識に到達している。そもそも、「社会のおよび連帯的な経済セクタ」の構造として構想された法的構造であるという意味では、これが最適であろう。

## 2. 構造 ~ NPO 法人の協同組合化 ~

**定義** (1947年9月10日の法律第47-1775号の第19-IV条に追加された条項)

「社会連帯協同組合は、この法律の諸規定を留保して、商法典により統治される可変資本の株式会社又は有限責任会社とする。

当該の協同組合は、社会的有用性を呈する、集団的利益の財貨及びサービスの生産又は供給を目的とする」(下線部分は係りの関係を示す)。(第19-V条の規定)

### 諸契機

1. SCICは、市場経済セクターにおいて活動を行いつつも、**社会的有用性**という究極目的(合目的性)により古典的な商事会社とは明確に区別される。SCICは、同じく、その公共的当事者性やその活動が行われる諸要件の本性によって公共とは区別される。

2. 組織とその機能の方法は、連帯と民主主義の諸原則に基づくものである。

3. 非組合員である第三者も、組合から利益を得ることができる。(第19-VI条)

4. SCICは、5つのコレージュ(集団合議体)から成る多様なパートナーたち(マルチ組合員制度 *multisociétariat*)を結束させるものである。

・協同組合の賃金労働者(参考 CGSCOPのケースでは、就労後1年を経て組合加入を申し込める)

・利用者

・ボランティア

・公共団体及び当該の連合団体

・当該の協同組合の活動に、何であれ何らかの方法で貢献する、いずれであれ自然人又は法人

SCICは、少なくとも3つのコレージュを、内2つ、つまり、賃金労働者のコレージュと利用者のコレージュを必須のものとして含むものである。(この3.の内容は、第19-VII条)

*collège* (\*) 「部会」の訳語を宛てる。



Réunion de personnes ayant la même fonction, Le Robert, Paris, 1995

5. 各々の組合員(associé)は総会又は、必要がある場合には、当該組合員が所属するコレージュにおいて1の表決権を行使する。1のコレージュは、1の団体として表決権総数の50%以上を保持することができず、又は表決権総数中のその持分がその総数の10%を下回ってはならない。

(この3.の内容は、第19-VIII条ただし、この数値は、定款で定める場合の限度。同条第3項では、原則として、総会における各コレージュの表決権数は、同数とする、と。)

6. 定款で、規則に適った積立金(une réserve statutaire)への毎年度の繰入を定めることができる。当該の繰入は、第16条の適用による法定積立金への繰り入れ後に処分可能な金額の50%を下回ってはならない。(第19-IX条第1項)

statutaire 「法定の」ではない。法文では、法定準備金はune réserve légaleと表記される。

法文に照らすと、法定ではないが、法で許された定款所定の範囲の 意義。

7. 地域の(公共)団体、それらの連合団体及び諸機関は、SCICに対する補助金の支給を協定することができる。当該の補助金は、出資金に払い込まれる利息計算のための勘定に含ましめてはならない。(第19-IX条第3項)

地域の(公共)団体、それらの連合団体は、総体として、社会連帯協同組合それぞれの資本の20%以上を保持してはならない。(第19-VII条第4項)

8. すべて組合員は、場合によってはその労働契約の利益を失うことなく、取締役または業務執行組合員(\* directeur ou de gérant)として、理事会、取締役会または監査役会の構成員に、これを指名することができる。(第19-XI条第1項第1文)

理事会態様のときは、株式会社では理事。有限責任会社でも同じ訳語を充てる。

9. 「1901年7月1日の法律又はバ・ラン県、

オーラン県及びモーゼル県に適用される1908年4月19日の法律制度の管轄に属するアソシエーションは、上記の確定された諸要件において、特にこの法律により統治され類似の活動を行う協同組合に組織変更することができる。

この組織変更は新しい法人の設立をもたらすものではない。

組織変更以前に形成されたアソシエーションの積立金及び資金は、社員にこれを分配し、又は資本金に組み入れてはならない。(第28-II条第1項、改正本文)

他方で、承認、資格付与又は協定、財務上の援助、特典は、当該の新しい協同組合の定款目的との合致を条件として当該の協同組合に承継される。(第28-II条第4項、改正本文)

10. SCICは公共の入札への指名資格を有しうる。

多くの検討すべき論点がある。ここでは、ガヴァナンス問題と関連する点に限って説明を追加する。ステークホルダー論との絡みにおいてである。ステークホルダーの構制は、端的に言って、「内」(組合員)と「外」(非組合員)との区別の上にならなくて、外的契機を「内」にビルトインすることで「外からの目」という牽制力を働かせて運営・管理における透明性、公正性確保しようとするものである。これに対して、SCICにおいては、マルチパートナーは、単に組合加入の局面においてのみならず、管理・運営の水準まで、従って組合員制度全体においてその性格を貫徹させるものであり、この意味では「内」に、通常は「外」として意義づけられる諸要素を内包している。この限りでは、透明性等を確保するために「内」と「外」との再結合を図る必要性は、実は最初から予定されない。この意義で、ステークホルダー構制の有する緊張感に欠けるものであるが、ガヴァナンス論に大きな論点を提出するものとなっている。

## 小括～その2～

92年改正に即した協同組合と01改正に則る協同組合と、構造そのものにおいて甚だしく異なる2つのガヴァナンス・タイプが同一の「一般」法で規律されることになった。10年たらずの間に、方向の全く相違する協同組合制度が同一の法律に、高い垣根を互いに廻らしたまま並立することになった。いずれの制度が今世紀において普及発展して行くのか。双方の間での自由移動もありうるにしても、資本の原理に対するオルタナティブ性を常に自覚させ、それゆえに人格に定位して経済活動の本源的な目的性を回復させる釣り合い重しの役柄をSCICが担うことは疑いがないだろう。したがって、協同組合法の今後の改正はSCICのそれを導き手とするものにもなる。

かかる判断を裏づける現実の動きは、既述のSCOP運動である。

## III. 協同事業の地位に関する 1947年9月10日の法律第47-1775号 (1) <フランス協同組合法>

### 第1章 総則

**第1条** 協同組合とは、その基本的諸目的が

1. その組合員の利益のために、かつ、組合員の共同の努力により、利益を原価に上乗せする企業者又は中間業者の業務を遂行することにより一定の生産物又は一定のサービスの原価及び、場合によっては、その販売価格を引き下げ、
2. 組合員に供給される生産物又は組合員により生産され、かつ消費者に届けられる生産物の商品品質を改善し、
3. (1992年7月13日の法律第92-643号第1条)「かつ、より一般的に、その組合員の諸要求の満足、組合員の社会的及び経済的活動の促進並びに組合員養成に貢献する」法人を言う。

協同組合は、人間固有の活動の分野すべてにおいて活動を営むこととする。

**第2条**(1992年7月13日の法律第92-643号第2条) 協同組合は、協同組合の各々の範疇に特有な法律を除外して、この法律により統治される。

**第3条** 協同組合は、協同組合を統治する諸々の特別法がそこで承認しない限度で、協同組合のサービスを非組合員たる第三者が享受することを許可してはならない。

協同組合がかかる権限を用いるのであれば、協同組合は、協同組合がその活動から利益を得ることを許可し、又はその事業を利用する者であって、かつ、協同組合定款により確定される諸要件を満たす者を組合員(associés)として受け入れる義務を負う。(1947年法律第47-1775号の本条最終文章は、1992年7月13日の法律第92-643号第3条により削除された。)

**第3-11条**(1992年7月13日の法律第92-643号第4条) 協同組合は、協同組合の定款により確定される諸要件で、協同組合のサービスに頼る適格性を有せず、又は、その事業を利用しない反面で資本金の出資(l'apport de capitaux)により協同組合の目的の実現に寄与することを意欲する自然人又は法人を、組合員として受け入れることができる。

かかる組合員は、いかなる場合にも、表決権総数の100分の35以上を同時に保有してはならない。定款で、かかる組合員又は当該の組合員の一定の範疇が、保有する資本金に比例し、その資本金中の各々の出資分に応じてそれらの中で分け合う投票数を同時に行使する旨、規定することができる。

但し、協同組合に占めるかかる組合員の投票数については、上記の限度は、協同組合以外のかかる組合員の当該の権利が100分の35の限度を超越するができない限度で(2) 100分の49とする。

第1項で定義された組合員が保有する出資持分(la part de capital)が場合によって表決権総数の100分の35又は100分の49を超えるときは、当該の投票数は、これを適正な比率に切り下げることとする。

定款で、第1項で掲げられた組合員が保有することができる資本金の最大割当額を定めることとする。

**第4条** 現在又は将来の諸々の特別法の抵触規定を除外して、協同組合の組合員は協同組合の管理において平等の権利を行使するものとし、かつ、その加入の日付による差別が組合員の間で設けてられてはならない。

**第5条** (1985年7月12日の法律第85-703号第2条) 協同組合は、その共通の利益を管理するために協同組合連合会の名称で、この法律により統治される組合を協同組合の間で設立することができる。

## 第2章 協同組合の組織及び管理

**第6条** 協同組合は、構成員(membres(3))の総会により最大限で6年の期間にわたり指名され、かつ、総会によりこれを罷免することのできる受任者により、これを管理する。

**第7条** 協同組合の定款で、特に、組合の所在地、管理方法、とりわけ総会に留保される決定事項、理事又は執行組合員(gérants(4))の権限、組合員の名において組合の運営に対して行使される監督方法、定款の改定又は解散の場合に遵守すべき諸手続を決定することとする。定款で、組合員の加入、脱退及び除名の諸要件、協同組合への加入中に各々の組合員に課せられる責任の範囲と形式とを確定するものとする。

**第8条** 総会は、特に組合の活動について為される会計報告を調べ、終了した会計年度の会計報告を承認し、若し必要があるならば、理事又は執行組合員及び会計監査委員(commisaires aux comptes)の選挙を実施するために、少なくとも年に1度これを招集する。(1992年7月13日の法律第92-643号第5条)「定款で、かかる指名は秘密投票で言い渡されなければならない旨、これを規定することができる。」

**第9条** 各々の組合員は、関係する協同組合範

疇について特別法がそこで別段の定めをしていない限度で、総会で1票を行使する。

協同組合連合会の定款で、加盟している各々の協同組合に、或いは当該の会員の総組合員数であるにせよ、或いは当該連合会との取引の規模であるにせよ、かつ、それが会員にとって精々釣り合いのとれたものとして、それらを考慮して決定される一定の投票数を割り当てることができる。

(1956年7月30日の法律第56-745号第1条)「しかしながら、組合員は、彼らを代表させるべく受任者に権限を与える目的で一体となる自由を有する。」

**第10条** 特別法の抵触規定を除外して、定款で郵便投票を許可することができる。定款で、同様に、組合員はその総代をもって協同組合の総会を構成する個別審議分会(sections délibérant séparément)に分けられる旨、これを決定することができる。

**第11条** 組合債(parts sociales(5))は記名式とする。当該の譲渡は、定款で確定された諸要件で、或いは総会であるにせよ、或いは理事又は執行組合員であるにせよ、それらの同意に服することとする。

(1992年7月13日の法律第92-643号第6条)「定款で、その保有者(détenteurs(6))に特別の利益を授ける組合債の協同組合による発行を規定することができる。」

定款で、かかる債券に結び付けられる利益を協同組合の諸原則を尊重して決定するものとする。

かかる組合債は、当該の組合員だけが応募申し込みすることができる。当該の債券は、当該の組合員の間でこれを自由に譲渡することができる。」

**第11-II条**(1992年7月13日の法律第92-643号第7条) 定款で、第3-II条に掲げられる組合員又は非組合員たる第三者が応募申し込みをし、又は取得することができる表決権の付されない優先利子付きの債券の創設を規

定することができる。定款で、かかる債券に授与される金銭的利益を確定することとする。

かかる利益が引き続く3会計年度の間まったく払い込まれないときは、かかる債券の所持者 (porteurs(7)) は、この法律の第3-11条で確定される限度内で表決権を取得するものとする。

表決権の付されない優先利子付きの債券の名義人 (les titulaires (8)) は、命令 (decret) により確定される諸要件で特別集会 (l'assemblée spéciale) に招集されることとする。

表決権の付されない優先利子付き債券のすべての名義人は、特別集会に出席することができる。すべての抵触条項は、書かれざりしものところを看做す。

特別集会は、総会のすべての議決に先立って意見を表明することができる。当該の総会は、その場合は、出席し、又は代理される当該債券の所持者により表される多数決により決定を下す。当該の意見は組合に伝達されることとする。当該の意見は、総会で通告され、かつ、議事録に記載されることとする。

特別集会は、協同組合人 (coopérateurs) の総会において、及び、場合によっては、総会におけるすべての投票の前にその意見をそこで表明するために、表決権の付されない優先利子付き債券の所持者を代表するために委任される1又は、もし定款で規定しているときは、それ以上の受任者を指名することができる。かかる意見は、総会の議事録に記載されることとする。

表決権の付されない優先利子付き債券の名義人の権利を変更するすべての議決は、出席し、又は代理される当該債券の所持者により表される投票の3分の2の多数決で特別集会により同意が得られた後でなければ確定されないこととする。

**第12条** (1992年7月13日の法律第92-643号第8条) 「この法律の統治の下で設立される協同組合の当該の組合債は、その応募申込の

きに少なくとも4分の1が払い込まれなければならない。かつ、残りの払い込みは、当該の応募申込が確定する日より起算して5年を超えることができない旨が定款で確定される期間内に実行されなければならない。

現物出資を反対給付として発行される当該の債券は、その発行がなされるや否や直ちに全体が発行済みとされる。」

組合は、組合員に対して請求できる金額の徴集を諦める自由を有する。かかる場合においては、当該の組合員は、書留書簡により催告が為された後、その3月以内に支払を行わないときに、全き権利を排除される。

**第13条** 1867年7月24日法の第3章の諸規定により統治される可変資本公司の形態の下で設立される協同組合においては、脱退する組合員の出資金 (apports) の払戻により減少させられてはならないその資本金の最少金額は、当該組合が設立されて以来到達した最高資本金の4分の1を下回ってはならない。

(1992年7月13日の法律第92-643号第9条) 「但し、前項の規定に背馳して、可変資本公司の形態の下で設立された信用協同組合又は相互信用組合の事業所においては、当該の組合資本は、その信用事業所を子会社とする中央機関の事前の承認なしに、脱退する組合員の出資金 (apports (9)) の払戻により、当該組合が設立されて以来到達した最高資本金の4分の3を下回って引き下げられてはならない。」

**第14条** (1992年7月13日の法律第92-643号第10条) 「協同組合は、利子、なかでも年利率が、当該の定款で確定されるとして、私企業の社債利回りについて経済管轄相により公布される平均年利率に精々匹敵する資本に奉仕してはならない。」

**第15条** いかなる分配も、組合員の各々と取り引きされた事業又は組合員により提供された労働に比例してでなければ、組合員の間に行われてはならない。

顧客との間で行われた事業に起因する剰余は、かかる分配にこれを含めてはならない。

理事又は執行組合員は、かかる場合において、理事会 (le conseil d'administration) が5年を超えない期間にわたって最高年俸を確定する旨を明確にしなければならない定款でかかる報酬方法が規定されない限り、実行される運営又は実現される利益に応じて報酬を得てはならない。

**第16条** (1987年6月17日の法律第87-416号第64-11条) 「法律及び定款で規定される限度及び諸要件において経営剰余から法定準備金への払込額 (versements) (1992年7月13日の法律第92-643号第11-1条.)」及び、第11-11条、第14条、第15条、第18条及び第19-X条に合致して実行される分配額」を繰入れ (imputation) した後に処分可能な金額は準備金に充当され、又は、或いは他の協同組合又は協同組合の連合会に対してであれ、或いは一般的又は職業上の利益となる活動に対してであれ、助成金の形態で割り当てられることとする。」

特別法の抵触規定を除外して、各種準備金総額が資本金の総額に達しない限度で、利益に対して行われる控除 (le prélèvement opéré à leur profit (10) は経営剰余の20分の3を下回ってはならない。

(1992年7月13日の法律第92-643号第11-11条) 「協同組合の定款で、総会が準備金から控除される金額を資本金に繰入し (incorporer)、かつ、しかるべく債券の価値を高め、又は無償債券の分配を実行することを承認することができる。」

「第1回の繰入は、当該の繰入について表明がなされなければならない臨時総会の招集に先行する会計年度が終了する時点で現存する処分可能な準備金の半額に限って行い得るにすぎず、その後の繰入は、それに先行する繰入をしてから記帳のされた前記準備金の増加分の半額に限って行い得るにすぎない。」

**第17条** 定款で、会計年度の成果が欠損となる場合には、かかる会計年度に帰属し規約に定められた利子補給をするために必要な金額

が、或いは準備金から、或いは翌会計年度の成果から、但し4分の1を超えることなく控除されることになる旨、規定することができる。

**第18条** (1992年7月13日の法律第92-643号第12条) 脱退し、又は除名された組合員は、その出資金の払戻を請求することができる場合には、当該額面金額の払戻を求める権利を有する。

定款で第16条の諸規定の援用を規定しないときは、定款で、満5年の在職期間を経て脱退する組合員が、その他に、その資本金の持分 (part de capital sociale) に応じて、かつ、終身年金に適用可能な値上げ率を定める現行の計算表の限度内で、そのために形成される引当金 (la réserve constituée à cet effet (11) の一部) に対する権利を有する旨、規定することができる。

脱退組合の出資金の償還及び前項に掲げられた引当金の持分は、当然にも当該組合員の寄与 (la contribution (12) を限度として貸借対照表に記載される負債に繰り入れられる。但し、定款で、当該の計上に先立って、負債への繰入 (l'imputation des pertes) は、最初に上述の引当金から、次いで規約に定められる準備金からと規定することができる。

**第19条** 解散の場合に、かつ、特別法の諸規定を留保して、債務の弁済及び実際に払い込まれた資本金の払戻の後で残存する純資産は (1992年7月13日の法律第92-643号第13条) 「第16条及び第18条の規定を適用するという条件で」、総会の議決により、或いは他の協同組合又は協同組合の連合会に、或いは一般的又は職業上の利益となる活動に帰属する。

## 第2-11章 (1985年7月12日の法律第85-703号第1条) 社会的経済の連合会

**第19-11条** (1985年7月12日の法律第85-703号第1条) この法律の諸規定により統治される社会的経済の連合会は、その組合員 (leurs associés (13) に共通する利益の管理及びその活

動の開発を目的とする協同組合とする。

当該の連合会は、いずれの自然人又は法人も組合員として受け入れることができる。但し、かかる連合会(1992年7月13日の法律第92-643号第14-1条)においては少なくとも表決権の100分の65が、協同組合、共済組合法典により統治される(1992年7月13日の法律第92-643号第14-11条)共済組合、保険法典により統治される農業共済組合、共済組合の形態をとる保険組合、共済保険組合及び共済組合の連合会、1901年7月1日の法律又はバ・ラン県、オー・ラン県及びモーゼル県において適用され得る諸規定により統治される登録済のアソシアシオン、かかる組合又はアソシアシオンの連合会又は連盟により保有されなければならない。

(1993年1月27日の法律第93-121号第64条)  
「但し、定款で、表決権の100分の65を保有する組合員の内に、第2項第2段で定められたものの外、非営利目的の法人(*personnes morales à but non lucratif*)を受け入れることができる。

「理事又は監査委員会の構成員の少なくとも半数は、上記の第2項の第2段に掲げられた法人の代表者の内より、これを選出しなければならない。」

社会的経済の連合会の定款で、各々の組合員に、その構成員の総数又は連合会との間で行う取引の規模に最大限に比例して投票数を割り当てることができる。

**第19-III条**(1985年7月12日の法律第85-703号第1条) 社会的経済の連合会は、この法律の第3条で確定された諸要件において、非組合員たる第三者が連合会のサービスより利益を享受し、又は連合会の事業の実現に参加することを許可することができる。かかる権限は定款に記載されなければならない。非組合員たる第三者との間で行われる取引は分離会計を為し、当該連合会事業高の5分の1を超えてはならない(1992年7月13日の法律第92-643号第15条)。「但し、分離会計及び5分の1なる上限は、当該連合会の構成員である法人会

員には、これを適用しない。」

当該の計算がかかる比率の超過を明白ならしめるときは、当該の連合会は状況を調整するために1年の猶予期間を置くこととする。

連合会は、商人の形態又は商業目的を有する会社に出資を行うことができる。

**第19-IV条**(1985年7月12日の法律第85-703号第1条) 社会的経済の連合会は定期的にその財務状態及び管理の分析的検査を実行せしめる。

協同組合最高評議会の見解を懲した後に為される国事院(14)の命令で、前項で定義された協同組合検査と言われるその手続の実施方法並びにその実施の多元性及び協同組合原則の尊重を保障する同意要件を定めることとする。

**第2-III章 社会連帯協同組合**(2001年7月17日の法律第2001-624号(15))

**第19-V条** 社会連帯協同組合は、この法律の諸規定を留保して、商法典により統治される可変資本の株式会社又は有限責任会社とする。

当該の協同組合は、社会的有用性を呈する、集团的利益の財貨及びサービスの生産又は供給を目的とする。

**第19-VI条** 非組合員たる第三者は、社会連帯協同組合から生産物及びサービスから利益を享受することができる。

**第19-VII条** 社会連帯協同組合の組合員になることができる者は、以下とする。

1. 当該協同組合の賃金労働者
2. 無償又は有償で当該の組合の活動から習慣的に利益を享受する人々
3. 誰であれ、当該の活動にボランティアとして参加することを望む自然人
4. 公共団体及びそれらの連合体
5. 何であれ他の手段により当該協同組合の活動に貢献する、いずれであれ、自然人または法人

社会連帯協同組合は上記の組合員範疇の少

なくとも3つの範疇を含み、諸範疇の内では第1号及び第2号に搭載された範疇を必ず搭載しなければならない。

定款で、組合員資格の得喪に関する諸要件及び賃金労働者が組合員の資格で組合への加入の許可を要求することが義務とされ得る諸要件を決定する。

地域団体及びその連合体は、社会連帯協同組合各々の資本の20%以上を同時に保有してはならない。

**第19-VIII条** 各々の組合員(associé)は総会又は、必要ならば、当該組合員が所属するコレジュ(部会)において1票を行使する。

定款で、組合員が当該協同組合の活動への参加又はその開発への貢献を考慮して3以上のコレジュ(部会)に分属される旨、規定することができる。

各々のコレジュ(部会)は、定款で別段の定めをしない限度で、同数の投票を総会で行使することとする。

かかる場合において、定款で各々のコレジュ(部会)への組合員の分属及び総代数並びに総会でかかる総代が行使する投票数を組合の構成員数又は協同組合内での各々の組合員の関与の資格を考慮して規定することとする。但し、1のコレジュは、1の団体として表決権総数の50%以上を単独で保有することができず、又は表決権総数中のその割合がその総数の10%を下回ってはならず、かつ、かかる諸要件において資本における貢献は均衡基準を構成するものではない。

**第19-IX条** 定款で、規約に定められる準備金(une réserve statutaire)への毎年度の繰入を決定することとする。かかる繰入は、第16条の適用による法定準備金(les réserves légales)への繰り入れ後に処分可能な金額の50%を下回ってはならない。

組合債(parts sociales)に供される利子総額(le montant total de l'intérêt servi aux parts sociales)は、本条の第1項で規定された繰入後に処分可能な総額を越えてはならない。

公共団体及びそれらの連合体並びにアソシアスィオンにより協同組合に対して供される補助金(les subvention)、助成金(encouragements)その他の資金は、組合債(parts sociales)に供される利子の計算および、場合によっては、第11条及び第11-II条の適用によって供される利益又は利子の計算のためにこれを計上しないこととする。

第15条、第16条第3項及び第4項並びに第18条第2項は、これを適用することはできない。

**第19-X条** 地域団体は、国事院令により確定される諸要件において、社会連帯協同組合の開発への参加のために当該協同組合に補助金を給付することができる。

**第19-XI条** すべて組合員は、場合によってはその労働契約の利益を失うことなく、取締役または業務執行組合員として、理事会、取締役会または監査役会の構成員に、これを指名することができる。商法典の第225-22条及び第225-85条の諸規定は、社会連帯協同組合にこれを適用することはできない。

**第19-XII条** 社会連帯協同組合は、定期的に、命令により確定される諸要件において、財務状態及びその管理の検査を行わしめる。

**第19-XIII条** 社会連帯協同組合は、国事院令により確定される諸要件において行政の決定により受け入れられなければならない。

**第19-XIV条** その形態がいずれであっても、本章の諸規定に定款を適合させるために定款の改正を行うべくいずれの会社が為す適法な決定も、新しい法人の設立をもたらすものではない。

**第19-XV条** 社会連帯協同組合は、労働法典第L.129-1条、第L.322-4-16条のI及びII、第L.322-4-16-3条、第L.322-4-18条、社会活動及び家族法典の第L.121-2条後段、第L.222-3条、第L.344-2条、第L.344-6条、第L.345-1条、第L.345-3条及び第L.313-4条第2項、社会保障法典第L.851-1条、「排除に反対する闘争に関する指針」(1998年7月29日の法律第

98-657号)第140条に掲げられている協約(les conventions)、承認(les agréments)及び資格の授与の相手方となりうる(est eligible)。

前項で掲げられた承認、資格授与及び協約、必要がある場合に、及び請求権が与えられている直接又は間接の財務上の援助及び特典は、必用な法律及び命令の諸要件への定款並びに組織及び運営の諸規則の合致を条件として社会連帯協同組合に交付され、又は当該組合との間で締結されるものとする。

## 第2-IV章(1987年6月17日の法律第87-416号第64-III条) 協同組合投資証券

**第19-XVI条**(1987年6月17日の法律第87-416号第64-III条) 協同組合の各々の範疇に関する諸々の特別法の抵触規定を除外して、組合員の臨時総会で、理事会又は理事長(directoire)の報告、場合によっては、及び会計監査委員の報告に基づいて、又は、会計監査委員がないときは、信用事業所の活動及び監督に関する1984年1月24日の法律第84-46号第53条第3項で規定されている諸要件において、資本金の一部に付着する金銭的権利を化体する協同組合投資証券の発行を決定することができる。かかる証券は、表決権を持たない有価証券とする。

**第19-XVII条**(1987年6月17日の法律第87-416号第64-III条) 協同組合投資証券の発行は、かかる発行に先行する会計年度が終了する時点で到達していた資本金の増資により、これを実行する。

協同組合投資証券は、先行する会計年度が終了する時点で到達していた資本金の半額以上を化体してはならない。

**第19-XVIII条**(1987年6月17日の法律第87-416号第64-III条) 協同組合投資証券の名義人は、組合員と同一の諸条件で組合文書の通知を受けることができる。

協同組合投資証券の名義人の権利を変更するどのような議決も、命令により確定される

諸要件で特別集會に招集されるかかる名義人の同意を得た後でなければ確定されないこととする。

**第19-XIX条**(1987年6月17日の法律第87-416号第64-III条) 協同組合投資証券は組合の存続期間について発行され、かつ、自由に譲渡され得る。

**第19-XX条**(1987年6月17日の法律第87-416号第64-III条) 会計年度の成果に応じて年次総会で協同組合投資証券の配当を確定する。

かかる配当は、組合債(parts sociales)に払い込まれる配当に少なくとも同等とする。(1991年1月3日の法律第91-5号第32条)「年次総会で、協同組合投資証券の名義人に対し、第1項で掲げられた配当の全部又は一部について、現金払い及び協同組合投資証券による払いとの間での選択を提案することができる。

「協同組合投資証券による配当の支払い提案は、協同組合投資証券の名義人すべてに対し、同時にこれを実行しなければならない。

上記の2つの項で規定された諸要件で発行される協同組合投資証券の発行価額は、額面価格を下回ってはならない。

協同組合投資証券が公定相場又は第2部市場相場で申し込まれる組合では、発行価額は配当額の減額配分の決定日に先立つ証券市場の20会期の根付け相場平均の100分の90を下回ってはならない。

(1993年1月27日の法律第93-121号第66条) その他の協同組合では発行価額は、或いは専門家の言に基づいて、或いは(1991年1月3日の法律第91-5号第32条)「第19-XXII条により掲げられ、かつ、総会により承認された直近の貸借対照表に従って計算された純資産部分を協同組合投資証券の現数で割る」ことにより定められる。発行価額を決定する算法の適用は、年次総会に特別報告を提出する監査役(le commissaire aux comptes)がこれを確認する。

受ける権利のある配当金額が協同組合投資証券の整数に対応しない場合に、当該の名義



人は現金で差金(16)を補整された即時減数で協同組合投資証券数を取得し、又は、総会で承認していたときは、現金で差額を支払うことにより即時増数の協同組合投資証券数を取得することができる。

前項で規定された万一の払込の場合に附随する協同組合投資証券によった配当の支払請求は、当該総会の会日より起算して3月を超えない期間で、総会により決定された期日内で行われなければならない。

第19-XVIII条第2項の規定は、総会で協同組合投資証券の各々の名義人及び組合債(parts sociales)の各々の所持者に同時に、彼らに正当に支払われるべき配当のすべてについて、現金払い又は協同組合投資証券若しくは組合債(parts sociales)による払いとの間での選択を与えることを決定するときは、これを適用することができない。」

**第19-XXI条**(1987年6月17日の法律第87-416号第64-III条) 協同組合投資証券を新たに発行する場合において、発行済証券の名義人は減額され得ない証券(17)の優先引受の権利を享受するが、当該の権利は第19-XVIII条で規定された特別集会によりこれを取り消すことができる。

**第19-XXII条**(1987年6月17日の法律第87-416号第64-III条) この法律の第16条第3項及び第19条に背馳して、協同組合投資証券の名義人は当該証券が化体する資本の割合で純資産に対する権利を行使する。

## **第2-V章(1992年7月13日の法律第92-643号第16条)協同組合員証券**

**第19-XXIII条**(1992年7月13日の法律第92-643号第16条) 信用協同組合又は相互信用組合の事業所の定款で、協同組合の存続期間について発行され、かつ、それが化体する資本の割合で純資産に対する権利をその名義人に授与する協同組合員証券の発行を規定することができる。かかる証券は、協同組合の組合員及

び連合した協同組合の会員(les sociétaires)に限ってこれを保有することができる。

第2-IV章の諸規定は、かかる協同組合員証券にこれを適用する。

かかる証券は、定款で第16条の2つの終項の諸規定の援用を規定するときは、これを発行してはならない。

協同組合投資証券、協同組合員証券及び優先利子付きの債券は、同時に、資本金の100分の50以上を化体してはならない。

## **第3章 監督及び罰則**

**第20条** その最終的設立の1月以内に、かつ、一切の事業に先んじて、法律により他の公告方法に服せしめられない協同組合は、その本社の小審裁判所(tribunal d'instance)の書記課に無印紙書類で謄本2通によって、理事、取締役又は執行組合員の職業及び住所を合わせ示す役員名簿を添付した定款を提出しなければならない。

定款又は上記の名簿に確定的にもたらされる変更及び、協同組合の無効又は解散をもたらす、又は清算方法を確定する文書又は議決は、当該の日付より起算して1月の期間内に同じ保管所に、これを提出することとする。

寄託要式の不遵守の場合には、保管所に提出されなければならないはずの文書又は議決は、寄託以前の当該文書をもって第三者に対抗することはできない。

**第21条** 寄託された書類の受領証は無料で交付される。1の謄本が、小審裁判所の判事の処置により大審裁判所(tribunal de grande instance)の書記課に送達される。

小審裁判所及び大審裁判所の書記課に寄託された書類は、無料ですべての請求者にこれを伝えることとする。

**第22条** 協同組合の資格、協同組合たる呼称を利用する組合より発せられる文書、請求書、広告、出版物その他の書類において「協同の」又は「協同組合」の文言そのものを含まないと

きは、法律により場合により規定されるその他の記載事項の他に、当該の事業の性格、場合によっては、組合員に共通する職業の表示の後に「協同組合」なる文言を添えなければならず、これらすべては明瞭な文字で、かつ省略なしに行うこととする。

上記の諸規定のいずれの違反も、第3級違反に関して規定されている罰金刑にこれを処す。

**第23条** 協同組合は、その本性に従って管轄する大臣により指名される監査官又は代理人の要請に基づいて、法律に従って事業を行っている旨を証明することを可能にするすべての証明書を提出する義務を負う。協同組合は、特に、監査官又は代理人に、これらの目的のために有効なすべての証拠書類に基づく帳簿を引き渡さなければならない。

かかる監督の実施に対して引き起こされるいずれの妨害も、第3級違反に関して規定されている罰金刑にこれを処す。

**第24条** 協同組合なる術語又は錯誤に陥らしめ得るあらゆる表現の濫用は、第3級違反に関して規定されている罰金刑にこれを処す。

累犯の場合には違反者は禁固1月及び25,000フランの罰金刑又は2つの刑罰のうち何れか一方の刑にこれを処す。裁判所は、それ以外に、事業所の閉鎖を命じることができる。裁判所は、その上に、法律告知に関する県報における判決の公示及び、有罪人の費用で当該事業所所在地の市町村でそれを掲示することを命じることができる。

**第25条**(1992年7月13日の法律92-643号第17条)

1. 協同組合の資格の喪失をもたらす如何なる変更も、当該企業の存続又はその発展の必要性が要求するときを除外して、定款にこれをもたらしてはならない。

協同組合の資格の喪失をもたらす如何なる変更も、協同組合最高評議会の見解を徴した後に下され、かつ、第1項に述べられた諸要件が充たされた旨を確認する行政庁の承認の後に限って、これを行うことができる。

当該の承認の日に立法上、行政上又は定款上の諸規定に従って組合員に分配され得ず、又は資本金に繰入れられない準備金は、10年の期間を通じてかかる性格を保持するものとする。

かかる諸規定は、この法律により統治される組合の間でそれが行われるときを除外して、協同組合の解散をもたらす合併及び分割の事務(la opération)にこれを適用する。

II.1の第2項の諸規定の例外として

1. 協同組合が信用事業所の活動及び監督に関する1984年1月24日の法律第84-46号により統治されるときは、1の第1項及び第4項で規定された事務処理の承認は、協同組合最高評議会の見解を徴した後に、信用協同組合又は相互信用組合の事業所を子会社とする中央機関により与えられる。

2. 協同組合が法的再建手続の対象となっている場合に、定款変更の承認は、当該企業の存続に必要であるときは、かかる手続を付託される裁判所によりこれを与える。

**第26条** 詐欺という軽罪を構成するすべての事実に本条を適用する他、刑法典第313-1条、第317-7条及び第313-8条に掲げられる刑罰に処せられる者は

1. 詐欺的手法を用いて、現物出資に、その実価を超える価値を付加せしめる者

2. 組合の真正の状況を隠蔽する目的で不正確な会計書類を故意に公表し、又は伝えた取締役又は執行組合員

3. その権限を組合の利益に反して個人的目的のために、又はその者がある種の当事者となっていた他の組合又は企業の便宜を図るために行使し、かつ、特に、かかる諸条件において自己の財産又は信用を意のままにした取締役又は執行組合員

4. 上記の第14条乃至第16条、第18条及び第19条に違反して、又は第25条に違反して定款に加えられた諸規定に従って行われた分配を実施した取締役又は執行組合員

5. 経営剰余がないときに、かつ、第17条で規定された状況から外れて、上記の第14条及び

第15条に規定された利子又は払戻を組合員 (sociétaires) に分配した取締役又は執行組合員とする。

#### 第4章 別異の諸規定

**第27条**(1966年7月24日の法律第66-538号第7条)「商事会社に関する1966年7月24日の法律第66-537号第75条(第2項)、第93条(第2項)、第180条(第4項)、第181条、第182条、第191条(第1項)、第285条(第3項)は、株式会社の形態で設立される協同組合には、これを適用しない。

(1992年7月13日の法律第92-643号第18条)前項で掲げられた法律の第71条の諸規定に背馳して、株式会社の形態で設立される協同組合の資本金は、当該の条項で規定される最低金額の半額を下回ってはならない。

上記の第1項で掲げられた法律の第35条の第1項の諸規定に背馳して、有限責任会社の形態で設立される協同組合の資本金は、当該の条項で規定された最低金額の半額を下回ってはならない。」

**第27-11条**(1992年7月13日の法律第92-643号第19条) 協同組合企業の現代化に関する1992年7月13日の法律第92-643号の公布の日存在する協同組合は、この日付より起算して5年の期間内に第27条で確定された最低金額にその資本金を到達させるための措置を採ることとする。

資本金がかかる金額を下回ることになる協同組合は、いずれかの当事者又は検察機関の請求に応じてこれを解散させることができる。裁判所は、状態を正常化するために最大6月の猶予期間を与えることができ、裁判所が当該の内容について決定する日までに正常化が行われた場合には、解散を宣告してはならない。

**第28条** 協同組合を自称し、かつ、この法律の諸規定を満足させない組織は、その創業 (son entrée en vigueur) のときより起算して1年の期間内に、その組織及び定款に必要な変

更をもたらし、又は第24条で掲げられた文言又は表現の使用を断念するための措置を採ることとする。

(1948年10月1日の法律第48-1541号第1条)「商人の協同組合に関しては、上に規定された1年の猶予期間は、商業協同の地位に関する法律の公布の日より起算する以外に、時の流れは進行しないものとする。いずれにせよ、かかる猶予期間は1949年12月31日に期限切れとする。」

定款の変更を目的として招集される総会は、年次会計報告を承認する権限を有する総会に必要とされる諸要件を合わせ持つ場合には、正規に審議を行うものである。

**第28-11条** 1901年7月1日の法律又はバ・ラン県、オーラン県及びモーゼル県に適用される1908年4月19日の法律制度に属し届出の為されたアソシアシオンは、上記の確定された諸要件において、特に、この法律により統治される類似の活動を行う協同組合に組織変更することができる。

この組織変更は新しい法人の設立をもたらすものではない。

組織変更以前に形成されたアソシアシオンの準備金及び資金は、社員にこれを分配し、又は資本金に組み入れてはならない。第16条第3項及び第4項の諸規定並びに第18条は、当該の準備金及び資金にはこれを適用することができない。

一方で、承認、資格授与及び協定は、同様に必要な場合に、請求権が与えられている直接又は間接の金銭的援助及び特典は必要な法律及び命令の諸要件への新しい協同組合の定款目的並びに組織及び運営の合致を条件として、他方でアソシアシオンの寄付の協定も同じく、組織変更から生じる協同組合に承継されるものとする。

**第29条** この法律は各県及び海外領土にこれを適用する。

**第29-11条**(1996年7月5日の法律第96-609号第32条)

I. 同じく、この法律の以下の改正本文はニューカレドニアの領土に、これを適用することができる。

1956年7月30日の法律第56-745号

1984年3月1日の法律第84-148号第26条

1985年7月12日の法律第85-703号第1条

1987年7月17日の法律第87-416号第64-II条及び第64-III条

1991年1月3日の法律第91-5号第32-I条

1992年7月13日の法律第92-643号第1条乃至第19条

1993年1月27日の法律第93-121号第64条及び第66条

II. 第19-II条の第2項において、「協同組合、共済組合法典により統治される(1992年7月13日の法律第92-643号第14-II条)共済組合、保険法典により統治される農業共済組合、共済組合の形態をとる保険組合、共済保険組合及び共済組合の連合会、1901年7月1日の法律又はバ・ラン県、オー・ラン県及びモーゼル県において適用され得る諸規定により統治される登録済のアソシアシオン、かかる組合又はアソシアシオンの連合会又は連盟」なる文言は、「協同組合、農業共済組織を除外して共済組合の形態をとる保険組合を含めてニューカレドニアに適用される保険法典の諸規定により統治される保険共済組合及び共済組合の連合会又は1901年7月1日の法律により統治される登録済のアソシアシオン(18)、かかる組合又はアソシアシオンの連合会又は連盟」なる文言により、これを置換することとする。

III. 第27-II条の第1項において、「協同組合企業の現代化に関する1992年7月13日の法律第92-643号の公布の日付より起算して5年の期間内に措置を採る」なる文言は、これを「海外に関連する別異の諸規定に関する1996年7月5日の法律第96-609号の公布の日付より起算して2年の期間内に措置を採る」なる文言により、これを置換することとする(19)。ニューカレドニアに関する1999年3月19日の

国家組織法第99-209号第222-IV条は、「現行の立法上及び行政上の諸規定のすべてにおいて

1. ニューカレドニアの領土とある指示は、ニューカレドニアなる指示にこれを置き換える。

2. ニューカレドニアの領土集会とある指示は、ニューカレドニアの会議なる指示にこれを置き換える。

3. ニューカレドニアの行政権とある指示は、ニューカレドニアの政府なる指示にこれを置き換える。」

ことを妨げない。

**第30条** 協同組合に関する法的性格の本文の編纂に着手することとする。この法律は、「協同組合一般」の表題の下で、かかる法典の第1巻を為すものとなる(20)。

## 訳語解説及び注記

「明晰ならざるはフランス(語)に非ず」(Ce qui n'est pas clair, n'est pas français)と言う。

しかし、人間の思惟する所は必ずしも明晰ならず。そのために、以下の訳語にまつわる解説をする次第である。

(1) la coopération を「協同事業」、statut を「地位」とした。la coopération は、action d'coopérateur と解されるべく経営の特殊の行為態様を指示するものである。つまり、法人格や社団といった営造物を意味するものではない。また、statut は、ここでは、situation résultant de l'appartenance à un group régie des dispositions juridiques と読まれるべく、定款そのものではない。定款に記載される内容、範囲、形式を含めて特殊のその態様を明らかにするものと把握し、左様に訳語を充てている。

(2) 分かりにくい表現である。その意味は、ある協同組合に対し自然人又は非協同組合法人たる出資組合員の他に別の協同組合が出資者

となっている場合には、当該の出資者全体が表決権総数の49%を上限とする表決権を保有・行使できる反面、かかる自然人又は非協同組合法人はどのような場合でも35%を越える表決権を保有・行使できない、ということである。

(3)「構成員」(第9条第2項、では「会員」)membresと言いい、「組員」associésと言いい、「社員」(第26条5.の翻訳の上では「組員」)第19-III条第2項、第19-XXIII条第1項では「会員」)sociétairesと言いい、組員を指称するいくつかの術語が使用されている。コンテキストに即して如上の様に、同一の術語であっても訳語を変えている。coopérateurs(第11-II条第6項)は、当然のことながら、「協同組員」との訳語を充てた。

(4)この法律ではgérantsなる術語が、administrateursとの択一肢として一貫して使用されている。かかる文脈から見て、それは、協同組合が株式会社の形態をとる場合で「取締役会」対応ではない「理事会」編成を採用する場合に対比される有限責任会社の形態をとる場合の「執行社員」と解される。しかし、「執行社員」としたのでは誤解を招く恐れもあり、やむなく「執行組員」という訳語を採用した。

(5)parts socialesなる術語の使用文脈に照らして、socialを組合と解し、partsについては両義的な「持分」という訳語ではなく債券と理解し、この訳語を充てている。但し、例えば第3-II条第4項におけるが如く文脈に照らしてpartsに「持分」と充てた箇所もある。

(6) détenteurs: qui détient qqch.、として一般的に、「保有者」と解する。

(7) porteurs: possesseur d'un titre, d'une valeur mobilièreとして、「所持者」と解する。

(8) titulaires: possesseur d'une fonction garantie par un titre これは、第11条の諸規定から「名義人」としか訳しえない。

(9)第3-I条第1項での用法でのapportをaction d'apporterと解し、ここでは、これとは異なる

文脈でapportをce qui est apportéと解し、「資本金」とした。

(10)直訳すれば、利益に対して処置される天引き。しかし、かかる日本語は納まりが良いはない。「利益に対して行われる控除」とする。

(11)出資金の返還に備える積立金であるので、「引当金」とした。

(12) la contributionは、第18条第3項に規定する「脱退組合の出資金の償還及び前項に掲げられた引当金の持分」の総額を指称する術語である。「持分」なる訳語を充てない。

(13)「会員」とはしない。本条の第2項で、自然人及び法人を含むとあるので。

(14) Conseil d'Etatの訳語として。

(15) 2001年6月28日における国民議会第3読会での採択本文では、以下の改正条項が続く。この法律の訳出においては以下に従って旧バージョンを変更してある。

『II. 1947年法の第2-III章及び第2-IV章は、それぞれ第2-IV章及び第2-V章とする。

III. 1947年法の第19-V条は第19-XVI条、第19-VI条は第19-XVII条、第19-VII条は第19-XVIII条、第19-VIII条は第19-XIX条、第19-IX条は第19-XX条、第19-X条は第19-XXI条、第19-XI条は第19-XXII条、第19-XII条は第19-XXIII条とする。

IV. (III条により改正された 訳者補記)同法は、同様に、以下のようにこれを改正する。

第16条第1項で「第19-IX条」とある指示は、「第19-X条」なる指示に、これを置き換える。

第19-XX条第7項で「第19-XI条」とある指示は、「第19-XXII条」なる指示に、これを置き換え、同条の最終項で「第19-VII条」とある指示は「第19-XVIII条」なる指示に、これを置き換える。

第19-XXI条で「第19-VII条」とある指示は、「第19-XVIII条」なる指示に、これを置き換える。

第19-XIII条第2項で「第2-III章」とある指示は、「第2-IV章」なる指示に、これを置き

換える。

V. 1947年法の第28条の後に、以下のように記される第28-11条が挿入される。

「第28-11条 1901年7月1日の法律又はバ・ラン県、オーラン県及びモーゼル県に適用される1908年4月19日の法律制度に属し届出の為されたアソシアシオンは、上記の確定された諸要件において、特に、この法律により統治される類似の活動を行う協同組合に組織変更することができる。

この組織変更は新しい法人の設立をもたらずものではない。

組織変更以前に形成されたアソシアシオンの準備金及び資金は、社員にこれを分配し、又は資本金に組み入れてはならない。

第16条第3項及び第4項の諸規定並びに第18条は、当該の準備金及び資金にはこれを適用することができない。

一方で、承認、資格授与及び協定は、同様に必要がある場合に、請求権が与えられている直接又は間接の金銭的援助及び特典は必要な法律及び命令の諸要件への新しい協同組合の定款目的並びに組織及び運営の合致を条件として、他方でアソシアシオンの寄付の協定も同じく、組織変更から生じる協同組合に承継される。

VI. 商法典第228-36条第1項で「及び協同組合株式会社」とある文言は「及び株式会社又は有限責任会社の形態の下で設立される協同組合」なる文言に、これを置き換える。」

(16) une soultte : somme versé comme compensation dans une partage 即ち、不足分する取分の補償として払い込まれる金額、つまり、「差金(額)」と解した。

(17) 第19-条第7項の規定を下敷きにすると、titre irréductible とは、発行価額が「減額され得ない」証券と読むことが可能で、されば「元金の保証された証券」との訳語を充てられそうである。だが、取りあえずは、直訳のままとする。

(18) 電子データ版によるフランス法務省の

サイトにおいて、「登録済のアソシアシオン」なる文言の前に par が置かれているが、それでは意味を為さないので、par を誤記と看做して翻訳してある。電子データ版は、訳者の経験によれば、政府サイトにおいても誤記や脱落が散見されるので、クロスチェックが必ず行われなければならない。特に、本条については、第19-11条も含めて、データ版の各々に混乱が見受けられる。

(19) ここの箇所は、本条において引用された第27-11条第1項の法文のまま。

(20) その後の立法の実際から見て協同組合一般法の位置を必ずしも占めるものにはなっていない。この点については、いずれ検討する機会があるう。

#### IV. 資料 立法化に至る経緯

フランスの「雇用・連帯省」他のサイト情報を総合して、以下を作成。通覧的資料源泉なし。

**1997年** SCOP、第31回全国会議、「行動憲章」採択、イタリアの社会的協同組合をめざす特別決議採択

「社会的及び連帯的経済」の創設は、35時間労働ともども、社会党 緑の間で1997年立法院選挙のために協定されたテキストに掲げられた社会的分野に関する2つの「基本法」プロジェクトの一つであった。

**1998.5.6**

雇用・連帯相、マダム・M.Aubry氏、国民議会(=フランス下院)で、「社会的目的を有する企業の新たなタイプ、すなわち、商業セクター内部で事業を行うが、その目的が、就労の場が不足している町村において雇用の創出に寄与し、または役立つことにあり、利潤の実現には向かない新たなタイプの企業」の創出という問題を提起。

**1998.9.17**

雇用・連帯相、マダム・M.Aubry氏、A.Lipietz氏(\*)に「社会的使命を有する会社の新しいタ

イブの適時性」に関する予備検討ミッションを課した。

(\*)当時、ジョスパン首相の下に設置された「経済分析評議会」(CAE :Conseil d'Analyse économique)の正式構成員。委員として、報告集第8「財政・環境」、および、報告集第31「地域開発」の執筆に関与。1999年より、欧州議会議員、「緑」のelected representative(この秋の選挙で党首に。EP出身)

イタリアの社会的協同組合に倣うとするSCOPとの連繋による市民的規模での協議。

### 1999年1月

同年中にフランス選出のEU議会議員(緑)にA.Lipietz氏、選出。

A.Lipietz氏、最初の回答書を提出。

タイトル:「現況報告(un rapport d'étape)」

(1)新しい法規(un nouveau statut)無しで済ませることは完全に可能である。

(2)既に制度化されている社会的経済の内奥に存している法規パレットの整備で我慢することもできる。

*Alain Lipietz, Rapport d'étape relatif à la lettre de mission du 17 septembre 1998, 20p.*

### 1999年2月

雇用・連帯相、マダム・M.Aubry氏、全フランス・アソシアスィオン大会(Assises Nationales de la Vie Associations)でA.Lipietz氏による回答を妥当なものと認める。

\* A.Lipietz氏は、その「最終報告書」で、この頃の事情について以下のように記している。

「ただ、私は、『社会的目的を有する企業』の潜在的な関係者を前にして、広範な評議を行わずして私の報告を締めくくったりはしないということを請け合ったものだ。パリ選出の大臣も加わった全フランス・アソシアスィオン大会の後直ちに、DIES(社会的革新および社会的経済の委員会)は、まさしく、『地域開発・環境相』に対してと同様に『雇用・連帯相』に、このテーマに関する地域協議のサイクルを提案した。私は、観光相、青年・スポーツ相、文化相が

このイニシアチブに参加することを期待したものだが、種々の理由からこれは為され得なかった。

地域協議の総括に関する際立った報告書がその折に地域協議の『パイロット委員会』により提出されているが、それにはほぼ4500人が参加し、広範なものであった協議の関心の高さを示すものである。それは、これらの関係者同士の深い進化を、彼らに共通する関心の広さをこそ、証すものであるが、未解決になったままの問題の永続性および何らかの実践的な審判の必要性すらも証すものである。

それ故に、協議の総括のために私は、まったく自発的に、この報告書(最終報告書のこと 訳者補記)を起草した。第1の総括は関係者の見解を反映し、第2の総括はペンディングされたままの諸問題に関して態度の表明を提示するものである。

だが、実際の所、2つのプロセスの間には深いインタラクティブな関係があった。爾来『社会のおよび連帯的経済』と呼称されることになるものの関与者は、私の現況報告を自由に利用した。私はたとえば、当該の協議に深く関与したのである。全国パイロット委員会やいくつかの地域会議の指導水準のみならず……。『社会のおよび連帯的経済の基本法』が地域の協議により広範に要求された……。」

*Voire Rapport relatif à la lettre de mission du 17 septembre 1998 adressée par Madame AUBRY, Ministre de l'Emploi et de la Solidarité, Introduction, 27.9.2000.*

(ポイント:「まったく自発的に」、という箇所。依命とは、もう無関係、と言うことを示唆している。リピエツ氏は、「最終報告書」において、ここの件に直接に先行する箇所で、「現況報告」の結論の第2が明確に雇用・連帯相、マダム・M.Aubryに捨て置かれた筋の事を記している。)

この間、「社会的排除と闘う法律」問題で

の役割を巡り、諸セクタは功名を争い、セクタ間での「排除」の論理が横行していたことも「最終報告書」からいま見られ得る。結果、社会的経済セクタと連帯経済セクタとの間での旗幟それぞれに鮮明となる。「軍の装備品を生産する社会的企業とは何者（連帯はおろか地域社会への貢献をどう言い繕うのか）？」という厳しい指摘があったという。

各省間委員会、全国縦断の地域協議を提案、全国縦断協議の開始、進展。

**2000年1月21日～22日**

SCOP第32回全国会議（リオン）社会連帯協同組合の推進を決議。

**2000年6月5日**

（上述の地域での）協議を総合的に検討するための全国会議がパリで行われる（A.Lipietz氏、協議を踏まえて最終報告書を起案）。

全国パイロット委員会報告 *Consultations régionales de l'économie sociale et solidaire, Rapport de synthèse Mai 2000, Documente mis en débat lors de la rencontre nationale du 5 juin 2000 à Paris, Maison de la Chimie.41p.*

2000年9月にEU執行委員会に上梓された報告書、*The Third System, Employment and Local Development, Volum3-Tools to Support the Development of the Third System, p.55, 1999.* で Prof.Peter LLOYD は、「アラン・リピエッツのミッションは第5総局プロジェクトが出資する事柄ではない。しかし、同ミッションについて簡単に触れるに値する。統合企業 *entreprise d'insertion* (the integration companies) の概念（を役立てること）にかかわる幾つかの第5総局プロジェクトの内部討議を叙述し、至る所で引用しているからである」として、一定の関心を払っていることを注記している。

リピエッツの主張は、「国により財政補助がなされる統合企業とは別の、事業的諸側面による統合形態の職場を増加させ、かかる職場をノーマルな事象に変えようとする」ことに

ありそうだととの観測をしている（*ibid.p.56.*）。つまり、リピエッツのミッションは、被排除者を労働市場に統合する市場的機構の研究を主課題とするものであって、それは第3システムの1ポールを為すものとされている「協同組合」のlegal status問題を格別新たに追求しているわけではないのだ、と評している。ところで、リピエッツとは言えば、彼は、第3システムの典型的な特徴は21世紀の前半において労働市場のメジャーパートになると観測している。

**2000年9月27日**

A.Lipietz氏、最終報告書を雇用・連帯相、マダム・M.Aubryに提出（記録では、「受理された」とは記されていない）。

報告主眼：社会的および連帯的経済のための基本法の作成の必要を提起

**2000年10月18日**

雇用・連帯相、マダム・M.Aubry氏が更迭され、前国璽尚書（Garde de Sceaux et Ministre de la Justice）マダム・E.ギグ（Élisabeth Guigou）がその後を襲った。

（更迭理由は、リピエッツ「最終報告書」での論述からは、実に微妙なものがある。）

**2000年11月17日**

雇用・連帯省官房副長C. ヴィグルウ氏（Christian Vigouroux, directeur du cabinet）、A.Lipietz氏の報告書の公表を許可。

**2000年11月23-24日**

「社会的経済並びに市民及び連帯を基礎とする経済における当事者の欧州会議」、H.クレマン、L.ガルダン両氏の調整による第4部会報告（カール・ポラニ研究所報告「市民及び連帯を基礎とする民主的企業」の改定バージョン）第6章「マルチ・ステークホルダーの事業は1947年協同組合法の改正を必要としている」と報告。

*Voir Entreprises solidaires et démocratiques, Atelier 4 Dossier documentaire coordonné par Hélène Clément et Laurent Gardin, 23-24 Novembre 2000-Tours, pp.22-23.*



### 2001年2月27日

マダム・E. ギグ(Élisabeth Guigou)「雇用・連帯相」、マダム・D. ヴヌ(Dominique Voyn)「地域開発・環境相」、G. アスコウ(Guy Hascôt)「連帯経済政務次官」、A. リピエッツ(Alain Lipietz)は、「社会的目的を有する企業の新しい地位の創造に関する適時性に関して」という報告を新聞発表するにこぎつける。

\*CNVA サイトでは、別のタイトル名となっている。しかし、内容は同一である。

「社会的目的を有する企業の新しい地位の創造の適時性に関して」(これは、雇用・連帯省による報道発表と同じ名称)

### 2001年5月10日

SCIC 法案、国民議会(下院)で採択。この日付を採用しているのはCGSCOPを含むSCICサイト

### 2001年6月28日

SCIC 法案、国民議会(下院)、第3読会採決本文による法案で採択。

\* 仏紙 *La Croix* は、5月21日号で「ベルギーの大統領府が... 協同組合にユニークな地位を与える決意を固めている。連帯的にして市民的協同組合、つまり...」と報じている。一つの決定的な潮流にSCICがなりつつあることがうかがえる。

\*\* 多くのサイト情報に照らすと、SCICに同趣の社会連帯協同組合は、イタリア、スカンディナヴィア諸国、カナダ・ケベック州に見られるとのことである。